

酒々井町長への手紙
(令和7年11月受付、回答)

選挙時投票記載台の杖置きについて

7月の参院選の前に片マヒの方から杖の処理に投票日に杖が倒れ係員に何とかしてと伝えましたが何もしてくれない。そこで選管に直接お願いし記載台の足の一つつけてもらいました。

7月の参院選には当然あると思い、当人にも杖を使用している人にも宣伝した所、期日前投票にはなかったと。

私も期日前に確認したところ、杖置き場所には文書が貼られ見苦しい状態でした。

しつこく係員に記載台の足につけて欲しいこと、一番初めにチェックする人が杖の置く場所を伝えれば良いとも。

しかし全く関心がありません。むしろ不愉快な様子。

車イスや書けない方には用意があるのに杖はどうして無視。

障がいがあっても気持ちよく投票できるよう気を遣うのが係員でしょう。

笑顔でお伺いしたらどうでしょうか。

■ 回 答

貴重なご意見を賜り心より感謝いたします。

町では、投票所環境の改善のため、令和7年3月執行の千葉県知事選挙から各投票所の記載台に杖ホルダーを設置し、同年7月執行の参議院議員通常選挙では、杖ホルダーを追加で購入し、設置したところですが。

しかしながら、同年7月執行の参議院議員通常選挙の期日前投票の際、杖ホルダーの設置を失念してしまい、数日間、杖ホルダーを設置することができず大変ご不便をおかけしてしまいました。

引き続き、障がいのある方でも不自由なく投票できるよう環境を整備するとともに、選挙人が気持ちよく投票できるよう事務従事者の対応について指導してまいります。

担当課《総務課》